

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3MCE11A05670		3MCZ1A20073 0001				NS-Z210022	
品名 または 件名							
修理調査役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
島松駐屯地							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
島松駐屯地				令和6年3月25日 (月)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年2月14日 (水) 10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 落札決定方法

ア 総額により決定する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合は抽選とする。

### (3) 入札の無効

ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

オ 電話、電報及びFAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否  
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算したもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。  
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (ア) 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため。）
- (イ) 郵便入札の要領等
- ア 送付先  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
- バ 送付期限  
令和6年2月13日（火）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (ア) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (イ) 上記アの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認  
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に着の到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (ア) 再度入札の実施日時  
令和6年2月20日（火）14時00分
- (イ) 郵便入札の要領
- ア 送付期限  
令和6年2月20日（火）11時30分（必着）
- バ その他の要領  
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を提出する。  
なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。
- (8) 下請負者の確認
- ア 契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請書」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。
- イ 契約担当官の電話等による確認期間は、入札日前日までとする。
- (9) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様書に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課補給班（担当：池田）  
電話 0123-36-8611（内線5283）
- イ 入札及び契約等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：石川）  
電話 0123-36-8611（内線5339）  
FAX 0123-36-8719（直通）
- (10) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (ア) 島松駐屯地
- (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間  
令和6年2月1日～令和6年2月14日

#### 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
    - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
    - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者でない社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	仕 様 書 番 号		
修理調査役務	NS-Z210022		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和6年 1月 16日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する修理調査役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書  
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務実施場所

役務実施場所は、北海道恵庭市西島松 308 番地 陸上自衛隊島松駐屯地及び桜森高射教育訓練場

### 2.2 据付の要領

#### 2.2.1 据付機器

修理機器は、調達要領指定書で指定するものとし、業者が準備するものとする。

#### 2.2.2 修理場所

修理調査場所は、調達要領指定書で指示する。

#### 2.2.3 修理要領など

修理調査契約は、相手方の責任において完全に実施するものとし、実施要領は調達要領指定書による。

### 2.3 使用材料

必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

### 2.4 外観

修理調査後の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好なものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 検査など

修理調査後の試験などは、官側立会のうえ、提出書類を確認し外観・機能検査後に引き渡しを行うものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

### 3.3 品質保証期間

修理調査に伴う品質保証期間は、試験合格の日から、1年間とする。

## 4 その他の指示

4.1 細部は調達要領指定書に示す。

### 4.2 駐屯地(訓練場)への立入り要領など

駐屯地(訓練場)への立入り要領は次による。

- a) 駐屯地(訓練場)への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地(訓練場)の中で作業を行う場合、駐屯地(訓練場)内での行動(出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など)は、当該駐屯地の規則及び駐屯地(訓練場)関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。
- c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は契約担当官等及び駐屯地管理者及び訓練場管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

### 4.3 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

- a) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

### 4.4 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

### 4.5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

## 5 その他

その他は、次による。





- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は、官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和6年1月日
	作成部	北海道補給処 総務部
	作成年月日	令和6年1月19日
品名	修理調査役務	
仕様書番号	NS-Z210022	
指定事項		
1 概要	: 桜森高射教育訓練場警備システム修理調査	
2 修理調査内容		
(a)	TRシステム調査	
(b)	張力センサー交換(FN-S0030)	
(c)	センサ調整及び総合試験調整	
	※ 交換済みの部品等は業者側で処分するものとする。	
3 提出書類	: 診断結果及び明細書 (任意)	
4 履行場所	: 陸上自衛隊島松駐屯地桜森高射教育訓練場 (図1)	
5 監督・検査	: 監督・検査は、契約担当官等が定める要領による。	
6 細部連絡調整先	: 北海道補給処総務部管理課 池田1曹 (5283)	
	: 第1高射特科団 303中隊 渡辺2尉 (5723)	
7 その他		
	<p>契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を契約担当官等に提出し、承認を受ける。</p> <p>なお、「下請負承認申請書」の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。</p>	

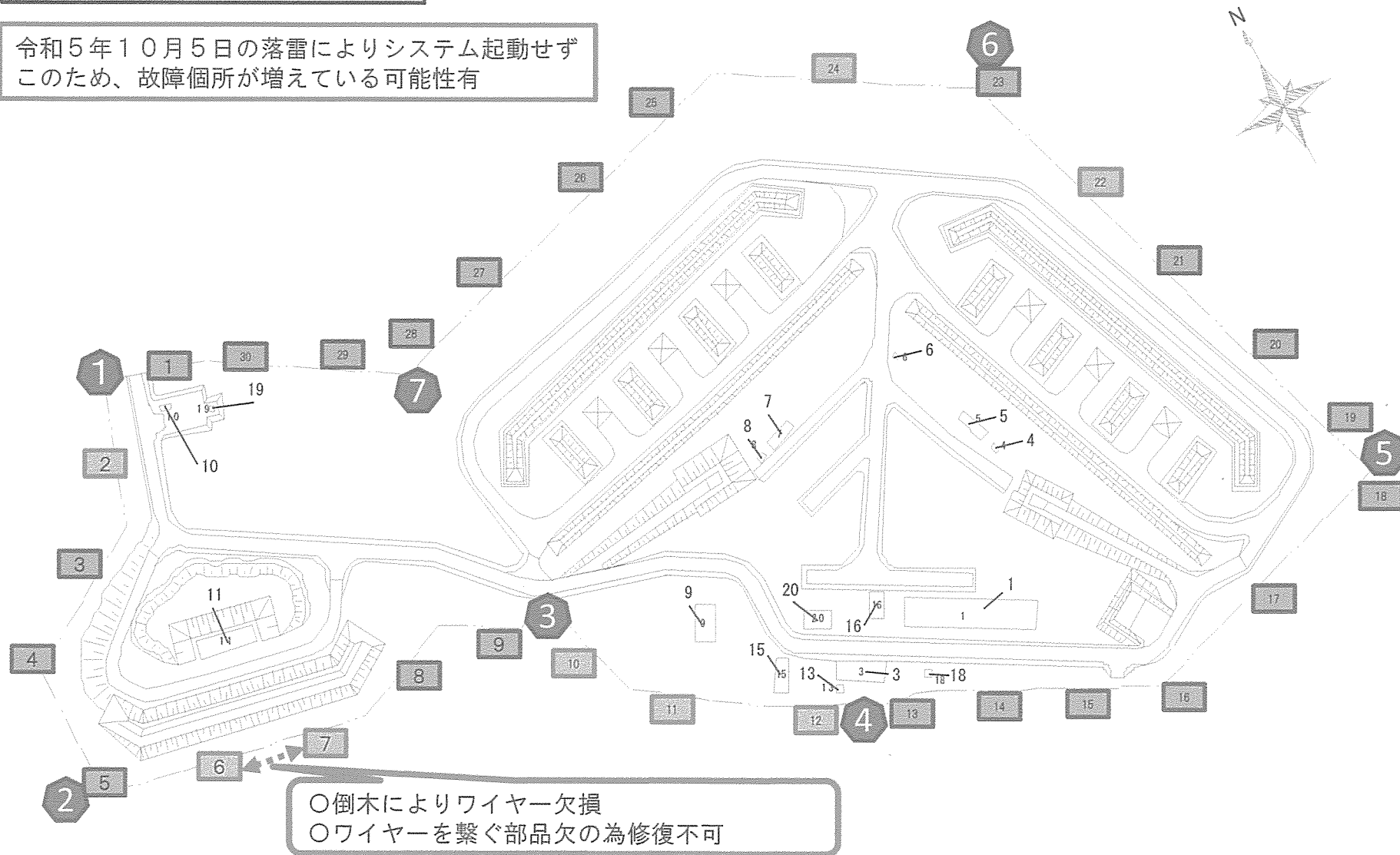
# 桜森高射教育訓練場(北海道大演習場島松地区内)／島松駐屯地

図1

## 凡例

-  : 張カワイヤ(正常)
-  : 張カワイヤ(故障)
-  : 張カワイヤ(欠損)
-  : カメラ

令和5年10月5日の落雷によりシステム起動せず  
このため、故障個所が増えている可能性有



○倒木によりワイヤー欠損  
○ワイヤーを繋ぐ部品欠の為修復不可